

日程第4 請願第1号 「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書提出についての請願

○議長（米澤秋男君） 日程第4、請願第1号「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書提出についての請願を議題といたします。

本件につきましては、去る6月定例会（第2回定例会）において教育民生常任委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員会委員長近藤義次君、御登壇願います。

〔教育民生常任委員会委員長 近藤義次君 登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（近藤義次君） 請願審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告をいたします。

件名、「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書提出についての請願。

審査の結果、不採択とすべきものと決定をいたしました。

委員会の意見、4月から施行した「後期高齢者医療制度」は、本町議会でも3月定例会で関連した条例、予算を可決しているのであります。制度改正後、多少の混乱を生じた感は否めませんが、政府はその状況等を踏まえ、運用の見直し等を行うなど円滑な運営を図るために早急に措置を講じている。以上のことから、不採択すべきものと判断をいたしましたのであります。

以上、報告を終わります。

○議長（米澤秋男君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書提出についての請願の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する教育民生常任委員会委員長の報告は不採択であります。

請願第1号「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書提出についての請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 起立少数であります。よって、請願第1号「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書提出についての請願は、不採択とすることに決定いたしました。

---

日程第5 請願第2号 医師・看護師を確保するための請願書

○議長（米澤秋男君） 日程第5、請願第2号医師・看護師を確保するための請願書を議題といたします。

本件につきましては、去る6月定例会（第2回定例会）にて教育民生常任委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員会委員長近藤義次君、御登壇願います。

〔教育民生常任委員会委員長 近藤義次君 登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（近藤義次君） 請願審査の報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告をいたします。

件名、医師・看護師を確保するための請願書。

審査の結果、採択とすべきものと決定をいたしました。

委員会の意見、本町議会では昨年3月議会で医師不足等に関し意見書を提出しており、国でも医師・看護師の不足や偏在を解消するための対策を図っているところである。しかし、一定地域や医療機関によっては医師・看護師の確保が依然として難しい状況にあることから願意を妥当と認め、採択すべきものと判断をいたしましたのであります。

以上です。

○議長（米澤秋男君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより請願第2号医師・看護師を確保するための請願書の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する教育民生常任委員会委員長の報告は採択であります。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 起立全員であります。よって、請願第2号医師・看護師を確保するための請願書は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

日程第6 請願第3号 「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を  
求める請願書

○議長（米澤秋男君） 日程第6、請願第3号「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（鈴木啓三君） 事務局長、朗読させていただきます。

平成20年8月25日

加美町議会議長 米澤秋男 殿

「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書

紹介議員 加美町議会議員 三浦英典

1 ページ目を開いていただきます。

#### 1. 請願の要旨

世界的な穀物需給の逼迫や原油・肥料・飼料など生産資材価格の高騰によって、我が国の食料の安定供給に支障が生じており、加えて、農業者の経営は危機的状況に直面しております。国は、昨今の深刻な実態にかんがみ、食料安全保障確立の観点から、国産農畜産物の増産と食料自給率の向上に向けた取り組みを国家戦略と位置づけ、総合的な施策と十分な予算を確保する必要があります。

こうしたことを早急に具体化するため、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・農林水産大臣など関係閣僚あてへの意見書の採択をお願いいたします。

#### 2. 請願の理由

世界的な穀物需給は構造的な逼迫に急転換したことから、穀物価格は史上最高水準まで高騰しており、我が国の食料の安定供給に重大な支障が生じています。また、原油・肥料・飼料など生産資材価格も史上最高水準まで高騰しており、農業者の経営は危機的状況となっております。

このような状況にもかかわらず、我が国の食料自給率は40%まで低下しており、国は、食料安全保障の観点から、農業者の経営安定を確保することを前提に、国産農畜産物の増産と食料自給率の向上に向けた取り組みを国家戦略として位置づけ、農地政策、担い手政策、品目政

策、税制対策など総合的な施策と十分な予算を確保する必要があります。

また、農業者とJAグループは、生産性の向上に徹底して取り組んでいるもの、現下の生産資材価格の高騰は、我々の努力のみでは到底解決できないほど困難な事態となっており、国は補正予算対策も含めた万全な対策を緊急に措置する必要があります。

よって、国会及び政府においては、下記事項を措置されるよう強く要望いたします。

済みませんが、記以降6ページ目の上から17行目までを朗読を省略させていただきまして、18行目の以上から朗読させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により、貴議会より下記あてに意見書の提出をお願いいたします。

- 意見書の提出先
- ・衆議院議長あて
  - ・参議院議長あて
  - ・内閣総理大臣あて
  - ・内閣官房長官あて
  - ・外務大臣あて
  - ・財務大臣あて
  - ・農林水産大臣あて
  - ・経済産業大臣あて

以上のとおりお願いいたします。

次ページ、開いていただきます。

請願者

住 所 宮城県加美郡色麻町四竈字□木町14番地の1

団体名 加美よつば農業協同組合

団体の代表者 代表理事組合長 伊 藤 隆 之

以上でございます。

- 議長（米澤秋男君） 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。三浦英典君、御登壇願います。

〔10番 三浦英典君 登壇〕

- 10番（三浦英典君） 私の方から趣旨説明、お願いを申し上げます。

ただいま事務局の方から御説明いただきましたように、これまで私たちには経験したことのない、予想をはるかに超えた原油・肥料・飼料等の高騰となっております。これは第1次産

業、また運輸、そして消費者生活の暮らしをも脅かす大変な問題となっております。私たちは、この状況を身をもって経験してまいりました。ここで何としても国・政府に対し、この窮状を訴え、農業と食料の分野において抜本的な改革も含め、各項目にわたり求めてまいるものであります。これについて議員各位の御賛同をよろしく願います。どうぞよろしく願います。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第3号「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、請願第3号「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、請願第3号「国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書」の提出を求める請願書は採択することに決定いたしました。

---

日程第7 報告第8号 平成19年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

○議長（米澤秋男君） 日程第7、報告第8号平成19年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第8号平成19年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について報告申し上げます。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社の平成19年度決算は、お手元に配付いたしました第10期（平成19年度）事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により

報告いたします。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第8号平成19年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についての報告を終了いたします。

---

#### 日程第8 議案第62号 加美町ふるさと応援基金条例の制定について

○議長（米澤秋男君） 日程第8、議案第62号加美町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第62号加美町ふるさと応援基金条例の制定について御説明申し上げます。

本案件につきましては、ことし4月30日にふるさと納税制度を盛り込んだ地方税法が改正されたことに伴い、加美町を応援しようとする個人、または団体から広く寄附を募り、これを財源として個性豊かな活力あるふるさとづくりを推進していくための加美町ふるさと応援基金を設置し、その使途と管理運用を定める条例の提案であります。

本議会でも取り上げられ、既に御承知のとおり、ふるさと納税制度は都市と地方の税収の格差や地方から都市への人口の流出などの問題を是正するねらいで制度化されたもので、ふるさとのために何かしたい、ふるさとを大事にしたいという思いを実現するため、地方公共団体に寄附した場合、個人住民税や所得税から一定限度額を控除する制度でございます。加美町もいち早く6月から取り組み、8月1日から加美町ふるさと応援寄附金募集要綱を設置交付し、同時に町のホームページと広報紙等に掲載し、広く全国に呼びかけ、募集申し込みを開始しております。その募集要綱と同時に本条例案を遡及措置により交付し、その使途及び管理運用の規定を定めて施行いたしておりますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号加美町ふるさと応援基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号加美町ふるさと応援基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第9 議案第63号 訴えの提起について

- 議長（米澤秋男君） 日程第9、議案第63号訴えの提起についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤澄男君） 議案第63号訴えの提起について御説明申し上げます。

本事件の請求に起因する町道苗代線につきましては、昭和56年に集落説明会及び関係者の要望、陳情を受けて、旧中新田町が国の補助事業であります農村総合整備モデル事業計画に組み込み、昭和59年度から60年度にかけまして延長 262.7メートルの改良舗装工事を実施した路線でございます。

農村総合整備モデル事業につきましては、農業振興地域内の農道、集落道、農業用排水路、防火水槽等を約15億円の総事業費で昭和57年度から7年間実施しており、事業用地についてはすべて無償譲渡を前提とし、承諾を得て実施した経過となっております。同様に、本事件町道につきましても、相手方を含めて承諾を得て実施しておりますが、本事件の物件土地につきましては、抵当権解除に時間を要し、現在まで未登記になっているもので、ことし2月に今回の相手方より所有権確認調停の申し立てがあり、古川簡易裁判所で2回の調停が実施されましたが不調となっております。以上の経過から譲渡の事実もなく、町は有償で買い取るべきであるとした相手方主張は現在も変わらず、境界確定のための用地測量の同意も得られない状況にあり、今後の町道管理に支障を来すことから所有権確認等請求の訴えを提起するものでございます。

よろしく議決賜りますようお願いを申し上げます。なお、訴えの相手方につきましては、判決前の個人情報保護の観点から省略させていただき、別添で配付いたしますことを御了承願います。

- 議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号訴えの提起についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号訴えの提起については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第10 議案第64号 加美郡土地開発公社定款の変更について

○議長（米澤秋男君） 日程第10、議案第64号加美郡土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第64号加美郡土地開発公社定款の変更について御説明申し上げます。

本懸案は幹事の職務を規定する根拠法令を整備することと文言の追加のための定款変更でございます。

根拠法令の整備につきましては、第7条において、平成18年6月2日に公益法人制度改革関連三法が公布され、民法の公益法人に関する規定が110年ぶりに改正されたこと並びに公益法人制度改革関連三法の施行日を平成20年12月1日と定める政令が公布されたことに伴うもので、その内容は、幹事の職務は公有地の拡大の推進に関する法律第23条の規定により民法第59条を準用しておりましたが、その民法の中の幹事に関する規定が削除され、新たに公有地の拡大の推進に関する法律第16条の中に幹事の職務が定められたことによる定款の変更でございます。

あわせて、第8条において公有地の拡大の推進に関する法律の制定年及び番号を整理するものであります。

また、文言の追加につきましては、第21条において土地開発公社経理基準要綱の改正により、決算に関する書類に「キャッシュフロー計算書」が加えられたことによる定款変更でございます。

お手元に加美郡土地開発公社の改正新旧対照表を配付しておりますので参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番吉岡博道君。

○5番（吉岡博道君） 21条の損益決算書の次にキャッシュフロー計算書を加える、これは昨年、議会で議決済みだったと私は記憶しているんですが、まず確認します。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長です。

昨年の議会におきましてキャッシュフローの文言を条項に入れましたけれども、もう1カ所、入れるべきところがありましたので今回、入れさせていただいたということでございます。

○議長（米澤秋男君） 5番。

○5番（吉岡博道君） わかりました。ただ、昨年、議会にも配付なされたわけですが、たしか平成18年度の決算書だったと思いますが、もうその中にはキャッシュフロー計算書が入っているんですね。やはり一つの組織、公社の決算のあらわし方、やはり定款なり規則、規定に基づいたあらわし方が私は必要だと思えます。よいことは早く取り入れた方がいいという意味で平成18年度に入れたと思えますが、私はこういった議会の議決を経てキャッシュフロー計算書も決算書の中に取り入れた方がよかったのではないかと思います、その辺の見解を伺います。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） そのとおりでございます。そのようにさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号加美郡土地開発公社定款の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号加美郡土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

なお、明後日10日は午前10時まで本議場に御参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後4時34分 散会

平成20年加美町議会第3回定例会会議録第2号

平成20年9月10日（水曜日）

---

出席議員（20名）

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	木村哲夫君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	新田博志君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

---

欠席議員 なし

欠 員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	佐藤澄男君
副 町 長	森田善孝君
総務課長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	伊藤東君
政策推進室長	高橋啓君
危機管理室長	猪又健君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	佐藤勇悦君
税務課長	竹中直昭君
農林課長	猪股雄一君

農業振興対策室長	府田周一君
森林整備対策室長	浅野恒昭君
商工観光課長	柳川文俊君
建設課長	早坂忠幸君
保健福祉課長	早坂仁君
子育て支援室長 地域包括支援 センター所長	早坂律子君
上下水道課長	川熊忠男君
小野田支所長	高橋行雄君
宮崎支所長	齋藤吉男君
総務課長補佐	猪股忠一君
教育長	猪股清信君
教育総務課長	今野文樹君
社会教育課長	三嶋秀二郎君
文化振興課長	諸岡敏裕君
体育振興課長	大類恭一君
農業委員会会長	三浦又英君
農業委員会事務局長	兔原伸一君
代表監査委員	鈴木裕君
	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	鈴木啓三君
次長	今野仁一君
主査	伊藤一衛君
主事	佐藤順子君

議事日程 第2号

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養

センター等施設他)

- 第 3 議案第 6 6 号 公の施設の指定管理者の指定について (加美町農山村多面的機能活用施設)
- 第 4 議案第 6 7 号 公の施設の指定管理者の指定について (加美町宮崎温泉施設等他)
- 第 5 議案第 6 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他)
- 第 6 議案第 6 9 号 公の施設の指定管理者の指定について (加美町まちづくりセンター)
- 第 7 議案第 7 0 号 平成 2 0 年度加美町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 8 議案第 7 1 号 平成 2 0 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度加美町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 0 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 1 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 2 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度加美町霊園事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 議案第 7 6 号 平成 2 0 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度加美町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 5 議案第 7 8 号 平成 2 0 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 6 議案第 7 9 号 平成 2 0 年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 7 議案第 8 0 号 平成 2 0 年度加美町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 8 認定第 1 号 平成 1 9 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 2 号 平成 1 9 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 3 号 平成 1 9 年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 1 認定第 4 号 平成 1 9 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 2 2 認 定 第 5 号 平成 1 9 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 3 認 定 第 6 号 平成 1 9 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 4 認 定 第 7 号 平成 1 9 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 5 認 定 第 8 号 平成 1 9 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 6 認 定 第 9 号 平成 1 9 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 7 認 定 第 1 0 号 平成 1 9 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 8 認 定 第 1 1 号 平成 1 9 年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 9 認 定 第 1 2 号 平成 1 9 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 9 まで

午前10時00分 開議

○議長（米澤秋男君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。12番近藤義次君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、13番新田博志君、14番福島久義君を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉 保養センター等施設他）

○議長（米澤秋男君） 日程第2、議案第65号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、おはようございます。

昨日、休会ということで御迷惑をおかけしましたが、実はきのうの用件は、国営の造成しております二ツ石ダム、岩堂沢ダムの県管理についてお願いをすることとございました。この母体は宮城県大崎地域国営土地改良事業促進協議会ということで、会長が大崎の市長、私が副会長ということでございまして、この現下の農業情勢からして、国営でつくってもらったダムの管理について、これは地元で管理をするというのはかなりの負担が大きいということで、県にその管理をお願いをすることと、前々から協議、提言をさせていただいた経緯があるわけでありましたが、きょうの河北新報に掲載のとおり、県管理ということでやっていただくということに相なった次第でございます。どうぞ御了解をいただきたいというふうに思います。

それでは、本日の議案、よろしくお願いを申し上げたいと思いますが、議案第65号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）を御説明申し上げます。

本議案は、加美町小野田温泉保養センター等施設として、やくらい薬師の湯、景勝館、林泉館、都邑館、コテージのほか、加美町農山村多面的機能活用施設として、滝庭の関駒庄、加美

町総合交流ターミナル施設として、レストンぶな林、地ビール製造所、加美町山村ふれあい公園施設として、やくらいパークゴルフ場、ふれあい広場、加美町健康増進施設として、やくらいウォーターパーク、加美町小野田農村公園の小野田大滝農村公園、加美町小野田展示交流施設の全14施設の指定管理者として、株式会社菓菜振興公社代表取締役板垣平夫を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

株式会社菓菜振興公社は、御承知のとおり平成7年4月に会社を設立、資本金が2,500万円、加美町の出資比率は平成20年4月現在で78%でございます。以来、菓口地区の町営施設について町から業務を受託し運営してきております。平成18年4月からは、町の指定管理者として管理運営を行っており、これまで適切な施設管理運営を行い、その経験と実績を生かして今後も効率的な施設管理運営ができるものと判断されます。

また、今回新たに小野田大滝農村公園を指定管理施設に加えました。本施設はこれまで町直営、商工観光課担当で管理運営を行ってきましたが、従業員は菓菜振興公社から派遣を受けており、業務運営についても公社で熟知していることから、菓口交流施設と一体となった管理運営を行うことで、より充実した管理運営が図られるものと判断いたしますのでございます。

菓口交流施設等の指定管理につきましては、各施設等の管理及び事業運営について指定管理者が一体的に展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会に御提案をさせていただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）は、原案のとおり可決することに決定

いたしました。

---

日程第3 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）

○議長（米澤秋男君） 日程第3、議案第66号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多目的機能活用施設）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第66号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）を御説明申し上げます。

本議案は、加美町農山村多面的機能活用施設のうち、機織伝習館の指定管理者として小野田はたおり保存会代表笠原博司を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

機織伝習館は、かつて養蚕で栄えた小野田地区の農村における機織り技術と、それらに付随する伝統的な暮らしや文化を保存し、また町内外から訪れた人々に伝承する目的で整備された施設であります。

小野田はたおり保存会は、平成8年11月に町から上記施設の運営を受託し、平成18年4月からは町の指定管理者として管理運営を行っております。これまで適切な施設管理運営を行い、その経験と実績を生かして今後も効率的な施設管理運営ができるものと判断されます。

本施設の指定管理につきましては、施設の管理及び事業運営について本指定管理者が展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会に御提案をさせていただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号公の施設の指定管理者の指定について（加美町農山村多面的機能活用施設）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

日程第4 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）

○議長（米澤秋男君） 日程第4、議案第67号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第67号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）を御説明申し上げます。

本議案は、加美町宮崎温泉施設等として陶芸の里温泉交流センター、緑地広場、コテージ、茅葺民家、キャンプ場、合宿所のほか、加美町山宝倉、加美町郷土文化保存伝習館、加美町宮崎緑地広場など9施設の指定管理者として株式会社陶芸の里宮崎振興公社代表取締役社長猪股俊一を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社は、御承知のとおり平成11年3月に会社を設立、資本金5,000万円、加美町の出資比率、平成20年4月現在で58%でございまして、以来、宮崎地区切込の町営施設について町から業務を受託し、運営してきております。平成18年4月からは町の指定管理者として管理運営を行っており、これまで適切な施設管理運営を行い、その経験と実績を生かして今後も効率的な施設管理運営ができるものと判断されます。

宮崎温泉施設等の指定管理につきましては、各施設等の管理及び事業運営について指定管理者が一体的に展開していくことで効率化と活性化が図れるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会に御提案をさせていただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号公の施設の指定管理者の指定について（加美町宮崎温泉施設等他）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）

○議長（米澤秋男君） 日程第5、議案第68号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第68号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）を御説明申し上げます。

本議案は、加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場、加美町あゆの里物産館、加美町地域食品加工センターの3施設の指定管理者として株式会社中新田地域振興公社代表取締役森 益朗を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

株式会社中新田地域振興公社は、御承知のとおり昭和63年4月に会社を設立、資本金1,200万円、加美町の出資比率、平成20年4月現在で29%であります。平成13年3月に現在の社名に変更し、以来、上記町営施設について町から業務を受託し、運営してきております。平成18年4月からは町の指定管理者として管理運営を行っており、これまで適切な施設管理運営を行い、その経験と実績を生かして今後も効率的な施設管理運営ができるものと判断されます。

施設等の指定管理につきましては、各施設等の管理及び事業運営について指定管理者が一体的に展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会に御提案をさせていただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ふれあいの森公園パークゴルフ場他）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第6 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）

○議長（米澤秋男君） 日程第6、議案第69号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第69号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）を御説明申し上げます。

本議案は、加美町まちづくりセンターの指定管理者として加美商工会会長森 益朗を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

加美商工会は、御承知のとおり加美郡旧4町の商工会が平成15年11月1日に合併設立し、以来、町から上記施設の運営を受託しております。平成18年4月からは町の指定管理者として商店街の活性化及び情報発信等の拠点施設として管理運営を行っており、これまで適切な施設管理運営を行い、その経験と実績を生かして今後も効率的な施設管理運営ができるものと判断されます。

本施設の指定管理につきましては、施設の管理及び事業運営について本指定管理者が展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるものと指定管理者選定委員会で評価し、本議会に御提案をさせていただくものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号公の施設の指定管理者の指定について（加美町まちづくりセンター）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。